

取組 No.	基本方針の説明	【事業の内容】※R3.4時点	【令和3年度の取組予定】※R3.4時点
<p>施策の方向性1 家庭・学校・地域の連携による時代を担う子どもの育成</p>			
<p>基本方針1 命を守る～安全安心な環境づくりとたくましく生きる健康と体力づくり～</p>			
1-1	<p>○学校園の内外における事故や事件、災害や不審者、いじめや児童虐待等から子どもたちを守るため、関係諸機関との連携を図りつつ、教育相談や家庭児童相談などを通じて、いじめや児童虐待などの命の危機を未然に防止する取組を強化するとともに、学校安全や地域の防犯・防災にも引き続き取り組みます。</p>	<p>・学校の内外を問わず児童・生徒の安全を確保するため、学校の安全管理体制を確立するとともに、保護者や地域、関係諸団体の協力を得て、地域と一体となった取組を行う。 ・いじめ・不登校をはじめとする生徒指導上の様々な課題解決のため、生徒指導主事等を中心とした校内体制を有効に機能させ、市・学校いじめ防止基本方針等に基づく取組をすすめる。また、中学校区内での連携強化、スクールソーシャルワーカー・スクールカウンセラーや外部機関の効果的かつ組織的な活用を行い、総合的に課題をとらえ、未然防止と早期対応に取り組む生徒指導・支援体制を充実する。</p> <p>①各校の「防災マニュアル」及び「危機管理マニュアル」の継続的な検証・改善 ②避難訓練の実施 ③救急救命法の校内実技研修及び発達段階に応じたAEDの指導の実施 ④関係諸機関と連携した防犯声掛けパトロールの実施 ⑤小中生徒指導連絡協議会の開催 ⑥守口市いじめ問題対策連絡協議会の開催 ⑦「いじめホットライン」等の相談窓口の周知 ⑧スクールカウンセラーや学生フレンド、教育専門相談員等を活用した不登校支援 ⑨関係諸機関と連携した定期的なケース会議の開催 ⑩関係諸機関と連携した非行防止教室・薬物乱用防止教室の開催</p>	<p>①全校の教育計画を収集し、確認を行う。時点修正が必要なものについては、修正を求める。 ②全校において、学期に1回実施、火災や地震、風水害、不審者が侵入したときを想定した内容を実施 ③水泳指導の実施前に各校において救急救命法を実施 ④小学校等において全校で実施 ⑤市立学校の生徒指導に関わる教員が市、学校の生徒指導上の課題解決に向け連絡協議会を学期に1回実施 ⑥守口市いじめ防止基本方針に基づく取組を効果的かつ円滑に推進していくため、関係諸機関との情報交換及び連絡調整を6月と2月の年2回実施 ⑦ホームページにて周知しつつ、学期に1回学校を通じて児童生徒、保護者へ周知 ⑧保護者や学校からの相談に応じて適宜派遣や相談の実施 ⑨学校や関係諸機関からの要請に応じ適宜開催 ⑩非行防止教室については、小学校等5年生は枚方少年サポートセンターが、小学校等6年生及び中学校1年生は守口警察が実施 薬物乱用防止教室については小学校等高学年へはライオンズクラブ等が、中学校等へは保護委員会等が実施</p>
	<p>○学校園の内外における事故や事件、災害や不審者、いじめや児童虐待等から子どもたちを守るため、関係諸機関との連携を図りつつ、教育相談や家庭児童相談などを通じて、いじめや児童虐待などの命の危機を未然に防止する取組を強化するとともに、学校安全や地域の防犯・防災にも引き続き取り組みます。</p>	<p>守口市児童虐待防止地域協議会において、実務者会議を実施し、要保護・要支援児童の進捗状況や今後の方針を検討している。 児童の状況について、緊急時や協議が必要な時は電話等で迅速に連携している。対応に苦慮する家庭に対しては、個別事例検討会を開催し、関係機関で今後の方向性を検討している。 学校や園から新規事案について相談や通告があった場合には、関係機関から情報収集したうえで、児童や保護者に面談や指導を実施し、新規ケースとして実務者会議にて報告している。 また、学校や園にモニタリングを依頼し、児童の進捗状況を把握し、実務者会議にて報告している。</p>	<p>令和3年度実務者会議は年間17回を予定している。 個別事例検討会は、必要時適宜開催予定。 学校や園へのモニタリングシートによる回答は、要保護児童1人につき年間4回、要支援児童1人につき年間2回を予定している。</p>
	<p>○学校園の内外における事故や事件、災害や不審者、いじめや児童虐待等から子どもたちを守るため、関係諸機関との連携を図りつつ、教育相談や家庭児童相談などを通じて、いじめや児童虐待などの命の危機を未然に防止する取組を強化するとともに、学校安全や地域の防犯・防災にも引き続き取り組みます。 併せて、通学路には、車止めポールや防護柵及びグリーンベルトを設置するなど、安全確保を図るための取組についても継続して実施します。</p>	<p>①通学路のグリーンベルト設置に向けて、市立小学校及び義務教育学校が希望した箇所を市道路公園課へ報告し、設置箇所の増加につなげる。車止めポールや防護柵については、警察署等関係機関へ随時、要望を挙げることで児童・生徒の安全確保を図る。 ②校門安全警備事業・ミマモルメ登録助成事業</p>	<p>・通学路のグリーンベルトについて、市立小学校及び義務教育学校への希望箇所調査を継続して実施する。 小学校及び義務教育学校前期課程1年生対象の交通安全教室を実施する際、防犯教育のための時間を新たに設け、守口警察署職員に講義いただく予定。 ・校門安全警備については、全小学校(義務教育学校を含む。)で実施を継続。 ミマモルメについては、市外から転入してきた者のうち、有料登下校メールに登録した際、登録手数料を市が負担することを継続。</p>
	<p>○子どもの生活環境の変化にともなう運動習慣・運動時間の減少、食の問題が指摘されていることから、中学校区並びに義務教育学校区で学校・家庭・地域の連携を強化し、指導方法等の研究・実践の取組を進め、すべての子どもたちの健康・体力づくりと安全・安心な教育活動及び家庭教育の支援についても充実を図ります。</p>	<p>・「体力向上アクションプラン」に基づいたR-PCDAサイクルにより、体育科授業における系統的な指導とともに、外遊びの充実など運動の機会を増やし学校の教育活動全体を通して、健康の保持・増進及び体力の向上に努める。また、食習慣・運動習慣など生活習慣の改善については、家庭・地域と連携し、児童・生徒の健康と体力づくりをすすめる。</p> <p>①新体力テストの結果等による課題の把握とその解決に向けた授業内外の取組み ②体力向上アクションプランの策定 ③食に関する指導の全体計画・年間指導計画に基づいた取組み</p>	<p>①新体力テスト：全校で実施(小学校等：5年生、中学校等：2年生) ②体力向上アクションプラン：全校で令和3年度版の策定 ③食に関する指導の全体計画・年間指導計画：全校で令和3年度版の策定</p>

取組 No.	基本方針の説明	【事業の内容】※R3.4時点	【令和3年度の取組予定】※R3.4時点
基本方針2 学力を伸ばす ～一人ひとりの学力の向上と個性・創造性の伸長～			
1-2	<p>○生きていく、また働いていく上での「知識・技能」の習得と未知の状況にも対応できる「思考力・判断力・表現力」、学びを人生や社会に生かそうとする「学びに向かう力・人間性等」の育成に向け、「主体的・対話的で深い学び」の実現を目指した授業づくりとともに、個に応じた指導方法の工夫・改善や学習規律の確立・育成、家庭での生活習慣や学習・読書習慣の確立を目指した取組を推進します。</p>	<p>・授業改善と自学自習力の育成に関連する目標値の設定とともに、目標達成に向け児童・生徒の学習状況を把握しつつ、新たに策定した市学力向上プラン(令和3年度から5年度版)に基づき、R-PDCAサイクルによる学力向上に向けた組織的な取組を推進する。 ・家庭での学習習慣を確立するため、家庭への働きかけとともに、各学校の実情に応じた宿題や自主学習の取組等、家庭学習課題の工夫を行う。 ・読書習慣の定着及び読書に親しむための環境整備を行う。 ・放課後学習の実施や民間活力を活用した土曜日学習会に参加している児童の学習状況等の情報共有により、自学自習力の育成や学習のつまずきの解消を図る。</p> <p>①市学力向上プランに基づく、各校での学力向上推進プランの策定 ②学力向上に係る目標値の設定 ③学力向上推進会議の実施 ④放課後学習会の開催 ⑤学校司書の配置 ⑥民間活力を活用した土曜日学習会の実施</p>	<p>①市学力向上プランの策定(4月)及び市学力向上プランに基づく学力向上推進プランの全校策定に係る指導助言(年間3回) ②学力向上に係る目標値の設定及びアンケート結果による進捗状況の把握と指導助言(年間3回) ③研究指定校の学校公開を含む学力向上担当者会議の開催(年5回) ④市費教員や地域ボランティアを活用した放課後学習会の開催 ⑤学校司書の配置:中学校区等に1名配置し、計画的に巡回。(年間175日) ⑥小学校等:全校で年間20回の開催、中学校等:全校で年間38回の開催、</p>
	<p>○高度情報社会における対応力を育成するため、民間のノウハウを活用した学習機会や1人1台学習用端末と高速大容量の通信ネットワークの一体的な整備のもと、ICTを活用した教育を取り入れ、児童・生徒を誰一人取り残すことなく、最大限に学びを保障するとともに児童・生徒の学習実態を適切に把握した上で、学習支援等にICT機器を効果的に活用します。さらに、新型コロナウイルス感染症が再び拡大することに備え、オンライン授業の導入をはじめ、ICT機器を活用して家庭学習を支援していきます。</p>	<p>Society5.0時代を生きる子どもたちに必要な資質・能力を育成するために、一人一台端末を活用し、遠隔・オンライン教育や、デジタル教科書・教材活用の推進、学習履歴(スタディ・ログ)等の教育データの蓄積・分析・利活用等に加え、ICTを活用した校務のさらなる効率化や、保護者・地域とのコミュニケーションの促進を図る等、教育のデジタルトランスフォーメーションの推進に取り組み、教育の質を向上させ、誰一人取り残すことのない学びを実現する。</p> <p>①学習者用デジタル教科書等を活用した効果的な活用の研究 ②オンライン授業やデジタル教材等、一人一台端末を活用した家庭学習の提供 ③デジタル教材等を活用した各教科等の授業におけるきめ細かな配慮の実施 ④授業力(ICT活用指導力を含む)の一層の向上</p>	<p>①学習者用デジタル教科書を各学校で指定された教科で活用し、効果等を検証する。重点校の八雲小、さつき学園での公開授業、Microsoft Teamsを活用した実践交流を行う。 ②デジタルドリルなどを活用した家庭学習でのICTの効果的な活用の研究を行う。 ③情報教育担当者会を開催し、各学校の実践交流及び授業における配慮などの研究を行う。 ④スマートスクール実践校のさつき学園を中心に、ICTを活用した授業実践の研究を行う。ICTを活用した授業改善などの情報を共有しつつ、研修などを行い、活用指導力の向上を図る。</p>
	<p>○学力向上の取組については、すべての児童・生徒が学習習慣を身につけ学力を伸ばしていけるよう、各学校の実情に応じた明確な目標値を掲げ、R-PDCAサイクルを徹底するため「学力向上推進プラン」に基づく授業改善及び自学自習力の育成に向けた組織的な取組を推進するとともに、全国学力・学習状況調査や定期的な学習状況調査等の結果を分析・活用し、大阪府や国との比較等を行いながら学習状況を把握し、一人ひとりの学力向上の結果を通して、全ての教科において全国平均を上回るとの目標達成に向け、着実に取組を推進します。</p>	<p>①学力向上に係る目標値の設定 ②日々の授業の共同研究を行うための組織的な研究体制づくり ③学びの連続性・系統性を確立するための中学校区ルール活用・改善や「中学校区合同研究会」の実施 ④少人数・習熟度別指導などの授業形態の工夫によるきめ細かな指導の充実 ⑤学習者用デジタル教科書等を活用した効果的な活用の研究 ⑥授業との連続性を意識した家庭学習の設定及び点検機能の確立 ⑦オンライン授業やデジタル教材等、一人一台端末を活用した家庭学習の提供 ⑧市費教員や地域ボランティアを活用した放課後学習の定期開催 ⑨「家庭学習リフレット」「読書カード」等、デジタル支援ツールの活用 ⑩読書通帳を活用した読書量の目標設定等、読書習慣の定着に向けた取組み</p>	<p>・市学力向上プランの策定(4月) ・市学力向上プランに基づく学力向上推進プランの全校策定に係る指導助言 ・学力向上担当者会議の開催(年5回)※研究指定校学校公開を含む ・アンケートの実施(年3回) ・全国学力・学習状況調査分析会議への指導助言</p>

取組 No.	基本方針の説明	【事業の内容】※R3.4時点	【令和3年度の取組予定】※R3.4時点
基本方針3 心を育てる～人権を尊重し、豊かな人間性と社会性の育成～			
1-3	<p>○人権尊重の教育及び道徳教育を充実し、社会体験や自然体験、交流活動やふれあい活動等の機会を持つことなどにより、自己肯定感を高めつつ、好奇心や自らの欲求をコントロールできる自己抑制力を育み、自らの夢や希望に向かって、粘り強く行動できる子どもを育成します。さらに、障がい者や国際理解に関する見識を深め、人権尊重の精神を涵養し、子どもの豊かな人間性と社会性を育むため、中学校区での連携を一層強化し、指導方法などの研究・実践の取組を進めます。加えて、多文化共生・国際理解への取組として、外国の歴史・文化や生活習慣、他国の環境等への理解を深めるため、総合的な学習の時間等を活用し、引き続き教育実践に取り組みます。</p>	<p>【学校教育課】 日々の教育活動の中で、一人ひとりの子どもを大切にするとともに、指導方法等の研究を行いつつ、社会体験や自然体験、交流活動等を含めた学校の教育活動全体をとおして人権教育・道徳教育の取組をさらに促進させる。</p> <p>①児童会・生徒会等の自治的活動の推進 ②キャリア・パスポートの活用・促進 ③人権教育及び道徳教育にかかる研修の実施 ④在日外国人児童生徒交流会への講師派遣 ⑤自立援助通訳の派遣 ⑥人権カレンダーの発行 ⑦学校の花の苗づくりの事業の実施 ⑧中学校夜間学級の充実・改善等への取組 ⑨なかよし運動会の開催</p> <p>【環境対策課】 市立小学校等において総合学習授業の時間をお借りし、身近な生活環境から地球規模に展開しうる、環境問題等の学習を提案し開催いたします。</p>	<p>【学校教育課】 ①生徒会交流会の実施(時期未定) ②キャリアパスポート活用についての指導助言、全児童・生徒への装丁用ファイルの配布 ③人権教育にかかる市主催の研修:年間8回(各校1名以上参加) 道徳教育にかかる市主催の研修:年間1回(各校1名以上参加) ④対象校13校に派遣 ⑤対象者12名に派遣 ⑥認定こども園・小中義務教育学校新入生等に配布 ⑦小学校等全14校で実施(前期6月から7月 後期11月から1月) ⑧さつき学園夜間学級における学習指導、生徒指導の在り方等について調査研究を行う。 ⑨6月開催予定であったがコロナ禍のため中止</p> <p>【環境対策課】 ○環境問題に関する教材等の提供 ○大阪府内の生物多様性保全に関する教材等の提供</p>
基本方針4 魅力ある学校づくりを推進する～教育環境の整備～			
1-4	<p>○新型コロナウイルス感染症をはじめとする感染症の流行への対応についても万全を期す必要があることなども含め、ICT機器を更に活用し、児童・生徒の効果的な学習を実現するため、1人1台端末を整備するとともに、高速大容量回線の接続を可能とする校内ネットワークの整備を実施し、それらの資源を最大限に活用するため、大学などの連携も視野に、学校教育を推進することとします。</p> <p>○守口市学校規模等適正化方針に基づく取組により小規模校が解消されたことから、今後は学校の老朽化に係る対応に主眼を置き、学校トイレなどの改修に続き、計画的な整備・改修を推進します。加えて、学校は学びの場であるとともに、地域の拠点でもあることから、地域に根ざした学校として、地域活動や災害時における避難所としての役割をさらに充実させられるよう、環境整備を推進します。</p>	<p>・児童・生徒の効率的・効果的な学習を行うためにICT機器を活用できるように環境を整備する。また、新型コロナウイルス感染症による出席停止などに対応できるような環境整備を行う。</p> <p>①児童・生徒に1人1台端末を配備 ②全ての教室に電子黒板・書画カメラおよび無線アクセスポイントを整備 ③家庭でのインターネット環境を補助するため、ネットワーク回線がない家庭に対しモバイルルータおよびSIMカードを貸与 ④デジタル教科書の導入</p> <p>・Web教材などを活用する際に必要となる高速大容量の校内ネットワークを構築する。 ・連携協定を結ぶ大学などと連携をした、研修や授業プランなどを活用する。</p> <p>学校教育環境の向上を図るため、令和元年度から令和2年度にかけて、学校トイレが老朽化している小中学校において改良工事を実施した。また、令和元年度において実施した耐力度調査及び基本調査の結果を基に長寿命化改修を基本とする整備手法等の検討を行い、令和3年3月に「守口市立学校施設整備計画」を策定した。</p>	<p>①中学校PC室を1人1台の学習者用端末を活用した協働学習を促進するためのPC等に再整備する。 ②持ち帰り学習に対応するために、学習者用端末にクラウドフィルタリングソフトを導入する。 ③長期休業中のオンラインでの学習をサポートするために、ネット環境のない家庭に対してのモバイルルータおよびSIMカードの貸与を行う。</p> <p>今後は、新たな学校の在り方と適正規模について「守口市新しい学校・園づくり審議会」に諮問し、審議会の答申に基づき「守口市学校規模等適正化基本方針」を改訂し、児童・生徒数や学級数の推移状況により、適宜学校規模の適正化を図る。</p>
基本方針5 地域の力と教職員の自己研鑽で学校力を高める～明確なビジョンを共有した学校経営と教職員の資質向上～			
1-5	<p>○学校園において、学校運営協議会での意見や保護者等からの評価を学校経営に反映することで多様な視点を取り入れます。また、今日的課題に対応した教育の研究・実践をすすめるために教職員の更なる資質の向上に努め、それを児童・生徒の指導に生かすことで、地域とともに学校力を高めます。</p>	<p>・中学校区教育の視点をもって、教育目標や経営方針及び学方向上等の個別課題に対し実情を踏まえた目標設定を行い、明確なビジョンと具体的方策を「学校教育計画」に示すとともに、学校運営協議会やホームページ等を通じて家庭・地域と共有し、教育目標の達成に向け、「地域とともにある学校づくり」を展開していく。また、成果と課題、課題解決の方策を明らかにし、R-PDCAサイクルにより学校経営の改善に取り組む。</p> <p>・校内における組織的・継続的な研修を実施しつつ、経験の浅い教員へ指導方法や学級経営に関する指導助言等の継続的な支援を行うとともに、経験年数に応じた必要な研修の実施により学び続ける教職員の育成を図る。</p> <p>①学校教育自己診断の実施 ②学校支援員の配置 ③教職研究カレッジの開催 ④校内研究推進研修</p>	<p>①年度末に実施 ②2名の配置 ③長期休業日に開催(夏季5回、冬季1回、春季1回を予定) ④年間3回実施</p>

取組 No.	基本方針の説明	【事業の内容】※R3.4時点	【令和3年度の取組予定】※R3.4時点
基本方針6 安心して子育てができる環境を整備する～若い世代や子育て家庭の定住促進のためにも～			
1-6	<p>○義務教育の就学前後の連続性に考慮した切れ目のない支援をはじめ、<u>教育・保育内容の充実について教育・保育人材の資質向上を含め、引き続き取り組みます。また、育児や児童の食事・衣服の清潔の世話、生活環境を整えることが困難な家庭に対して相談・支援などを行うことにより、必要に応じた子育てと保護者支援を行います。</u></p>	<p>養育支援訪問事業には、相談型と育児家事援助型があり、令和2年10月より育児家事援助型の養育支援訪問事業を開始した。 育児家事援助型は、個々の家庭の問題点や課題から、どのような支援が必要か検討し、ヘルパーを派遣し家事等の支援を行っている。小学生以上の児童には、一緒に実践しながら、児童自身に自分の物を整理整頓できるスキルを身につけさせている。 相談型は、家庭児童相談の職員が月1～2回家庭訪問を実施し、子育ての相談に応じたり、必要な社会資源の紹介や支援へのつなぎ等を行っている。</p>	<p>令和3年度、育児家事援助型の養育支援訪問事業は、年間25家庭325回を想定している。相談型は必要時適宜実施を予定している。</p>
施策の方向性2 つながりとふれあいの推進			
基本方針7 人・地域がつながる～子どもを育てる活動・ネットワーク化の促進～			
2-7	<p>○保護者や地域住民に、「協力者」から一歩前進し、「当事者」として学校運営に参画いただくために、学校運営協議会を全ての中学校区等に設置しました。今後、本協議会を活用し、<u>家庭の教育力の低下や地域でのコミュニティ意識の希薄化などの社会的課題に対応し、子どもの教育のために力を出し合い、継続して子どもに関わるネットワーク化を促進・支援することで、学校教育や子どもたちを取り巻く教育環境の更なる充実に努めます。</u></p>	<p>学校・家庭・地域が一体となり、地域ぐるみで子どもの9年間の学びと育ちを支える教育コミュニティづくり(教育や子育てに関する課題を学校・家庭・地域の団体等が共有し、課題解決に向けた協働の取組みを通じて、新たな人のつながりをつくり出すもの)を推進する。</p> <p>①学校運営協議会の活用による工夫ある教育課程の実施と学校支援活動の活性化 ②学校支援地域本部の設置と学校支援コーディネーターの配置</p>	<p>①各中学校区等で学校運営協議会の開催(年5回)、学校運営協議会委員を対象とした研修会の開催(年1回) ②全中学校区等に配置(35名)</p>
基本方針8 生涯学べる社会をつくる～文化・スポーツを通じた、生きがいのある地域社会の実現～			
2-8	<p>3つのエリアコミュニティセンターと5つの地区コミュニティセンターにおいて、<u>社会教育の場や市民協働の推進、集会、防災支援など、市民の皆さんの更なる学びとつながりを引き続き支援します。</u></p> <p>令和2年6月にオープンした守口市立図書館は、生涯学習情報センターで実施されていた図書サービスを更に拡充するとともに、市民の皆さんの活動を支援するコミュニティ機能を備えることによって、主体的に集い、学び、交流できる利活用しやすい施設として運営します。さらに、守口市立図書館司書と司書教諭や学校図書館司書との合同研修会を実施するなど、学校図書館との更なる連携に努めるとともに、<u>おはなしボランティアの派遣など学校での読書活動の支援や、参考資料やレファレンスサービスの充実などにより、調べ学習や自主学習への支援に取り組みます。</u></p> <p>○市立図書館内の文化財展示スペースにおいて、古文書や郷土資料の保管・展示を行い、<u>市民の皆さんが広く本市の文化や歴史を学ぶことができる場として、積極的に市の魅力発信に取り組みます。加えて、文化財の魅力発信を目的とする本市社会教育関係団体の活動と連携し、講座等を開催することにより市民の皆さんが文化財を理解する機会の創出にも引き続き取り組みます。</u></p>	<p>・東部・中部・南部の3エリア連絡会(意見交換会)等を開催し、地域ニーズを把握し、市内8か所のコミュニティセンターで事業・イベントを開催する。</p> <p>・蔵書数の拡充と資料の充実。 ・市内認定こども園、小・中学校をはじめとした団体等への団体貸出しを行うなど、関係機関と連携していく。 図書サービスを充実させるとともに、市民の多様な学習ニーズに応じ、講座やイベント等を開催するなどの学習機会の提供。 ・市立図書館司書と司書教諭や学校司書等との合同研修会の実施。 ・おはなしボランティアを学校図書館、市内認定こども園及び市内児童クラブに派遣。</p> <p>・市立図書館内の郷土資料展示室で古文書や郷土資料の保管・展示の実施。 ・提携大学などと協力し、本市の歴史や芸術・文化等に関する講演会や展示会などの実施。 ・市文化財研究会との共催で市民文化財講座の実施。</p>	<p>・市内8か所のコミュニティセンターにおいて、市民協働、社会教育、地域福祉、防災等様々な事業を実施する。</p> <p>・「守口市立図書館運営方針」で定めた、年度ごとの蔵書数拡充計画に基づき、蔵書数の拡充と資料の充実を図る。 ・市内認定こども園、小・中学校をはじめとした団体等への団体貸出しを行うなど、関係機関と連携していく。 図書サービスを充実させるとともに、市民の多様な学習ニーズに応じ、講座やイベント等を開催するなどの学習機会の提供。 ・市立図書館司書と司書教諭や学校司書等との合同研修会の実施。 ・おはなしボランティアを学校図書館、市内認定こども園及び市内児童クラブに派遣。</p> <p>・市立図書館内の郷土資料展示室で古文書や郷土資料を展示し、本市の歴史に係る情報発信に係る取組を実施中。 ・市文化財研究会、提携大学などと協力し、本市の歴史や芸術・文化等に関する講座及び展示会などを実施予定。(令和3年10月に各1回開催予定)</p>

取組 No.	基本方針の説明	【事業の内容】※R3.4時点	【令和3年度の取組予定】※R3.4時点
2-8	<p>○地域の財産である学校施設を、子どもたちの文化・スポーツ活動の場、地域住民の諸活動の場として、<u>教育活動に支障のない範囲において積極的に開放し、それらの活動を担っていくボランティアや指導者を養成・支援します。</u></p> <p>○本市における都市農業に対する子どもたちの理解を促進するため<u>学校給食への食材の支援や児童の農業体験事業の支援、農の営みを通じた郷土を愛する教育や啓発に取り組みます。</u></p>	<p>学校施設を子どもたちの文化・スポーツ活動の場、地域住民の諸活動の場として、教育活動に支障のない範囲において開放している。</p> <p>・市内農家や農業関連団体の開催する野菜朝市や地場産野菜を利用した学校給食活用事業などの支援</p>	<p>引き続き教育活動に支障がない範囲において積極的に開放するとともに、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、学校施設利用者等には感染防止対策を徹底するよう周知していく。</p> <p>・引き続き、地場産の野菜を利用した学校給食活用事業の支援。 ・市内農家や関連団体の協力のもと、市内農地を活用した市民向け農業体験への取り組み</p>